



宮 監 第 34 号
令和 2 年 3 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文 様

宮津市監査委員 稲 岡 修

宮津市監査委員 河 原 末 彦

令和元年度定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり監査結果に関する報告書を提出します。

令和元年度

定期監査結果報告書

宮津市監査委員

令和元年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和2年1月8日から令和2年3月25日まで

3 監査の方法等

平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら公共の福祉の増進に努められることを期待する。

■令和元年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 平成 31 年 4 月 1 日	職 員 数 平成 30 年 4 月 1 日
市長 事務 部局	理 事	185 人	0 人	1 人
	総 務 部		17 人	27 人
	企画財政部		23 人	(企画部) 20 人
	市 民 部		28 人	29 人
	健康福祉部		49 人	48 人
	産業経済部		24 人	19 人
	建 設 部		25 人	30 人
	会 計 課		4 人	4 人
小 計	185 人	170 人	178 人	
議 会	5 人	4 人	4 人	
教育委員会	48 人	35 人	37 人	
選挙管理委員会	1 人	0 人	0 人	
公平委員会	1 人	0 人	0 人	
監 査 委 員	2 人	1 人	1 人	
農業委員会	3 人	2 人	2 人	
公 営 企 業	15 人	11 人	11 人	
合 計	260 人	223 人	233 人	

組織体制は、前年度の 12 部局 22 課 42 係から 11 部局 17 課 38 係に再編され、組織の簡素化が図られている。

職員数は、前年の 233 人から 223 人と 10 人の減員となっている。平成 17 年の 300 人から比較すると 77 人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的にはおおむね適正に行われていると認められた。

なお、平成 30 年度決算における健全化判断比率は、基準内にあるものの上昇(悪化)しており、良好とは言えない水準で推移していることから、今後の財政運営についてなお一層の配慮を払われたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金及び貸付金の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等	事務事業の件数				合 計 ①～④	前年度	
	①業務委託	②工事・修繕	③補助金	④貸付金			
市長事務 部局	総務部	43	4	16		63	64
	企画財政部	33	2	15		50	78
	市民部	47	13	10		70	68
	健康福祉部	80		13		93	105
	産業経済部	25	51	37		113	95
	建設部	90	74	4		168	200
	会計課						
小 計	318	144	95		557	610	
議 会	2				2	2	
教育委員会	42	8	18		68	84	
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
農業委員会	2				2	1	
合 計	364	152	113		629	697	

※ 市民部における環境美化事業補助金、資源ごみ回収活動報奨金については、一括してそれぞれ1件とした。

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、合計で68件減少している。内訳は、業務委託が18件、工事・修繕が39件、補助金が10件、貸付金が1件、いずれも減少している。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○監査対象とした業務委託 364件の契約方法は、指名競争入札 18件(4.9%)、随意契約 346件(95.1%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数(件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	18	4.9	23	6.0
随意契約	346	95.1	359	94.0
計	364	100.0	382	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契約金額の区分	業務委託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	50	13.7	71	18.6
10万円超 50万円以下	130	35.7	120	31.4
50万円超 100万円以下	51	14.0	35	9.2
100万円超 500万円以下	91	25.0	99	25.9
500万円超 1,000万円以下	24	6.6	23	6.0
1,000万円超	18	5.0	34	8.9
計	364	100.0	382	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○指名競争入札による18件の入札者数は次のとおりであった。

○随意契約によるもの346件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契約区分	契約件数	入札・見積者数				前年度契約件数	
		省略	1者	2者	3者以上		
条件付一般競争入札							
指名競争入札	18			1	17	23	
随意契約	(167条の2第1項各号の要旨)						
	第1号 予定価格が範囲内	162	29	97	7	29	165
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	167	29	136		2	159
	第3号 福祉団体等との契約	12		12			10
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第5号 緊急の必要により						18
	第6号 競争入札に付することが不利	1		1			1
	第7号 時価に比して著しく有利な価格						
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	4		4			6
第9号 落札者が契約しないとき							
小計	346	58	250	7	31	359	
計	364	58	250	8	48	382	

②工事・修繕について

○工事等に係るもの152件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの57件(37.5%)、随意契約によるもの95件(62.5%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等		前年度の工事等	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	57	37.5	69	36.1
随 意 契 約	95	62.5	122	63.9
計	152	100.0	191	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工事・修繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	34	22.3	39	20.4
50万円超 130万円以下	27	17.8	47	24.6
130万円超 300万円以下	31	20.4	31	16.2
300万円超 1,000万円以下	29	19.1	35	18.3
1,000万円超 5,000万円以下	27	17.8	29	15.2
5,000万円超 1億5,000万円以下	4	2.6	8	4.2
1億5,000万円超			2	1.1
計	152	100.0	191	100.0

○指名競争入札による57件の入札者数は、次のとおりであった。

○随意契約による95件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分	契約 件数	入札・見積者数			前年度 契約件数	
		省略	1者	2者		3者以上
条件付一般競争入札						
指名競争入札	57				69	
随 意 契 約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	51	39	1	11	66
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	18	17	1		25
	第3号 福祉団体等との契約					
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第5号 緊急の必要により	8	8			20
	第6号 競争入札に付することが不利	8	8			4
	第7号 時価に比して著しく有利な価格					
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	10	10			7
	第9号 落札者が契約しないとき					
小 計	95	82	2	11	122	
計	152	82	2	68	191	

(2) 契約、文書事務について

①文書事務について

文書事務については、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底を図られてきたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、誤字、脱字等の単純なミスや不鮮明な押印も多く見受けられた。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、適正な事務処理が行われることを強く望むものである。

②印紙について

契約書類の印紙の取扱いについてはおおむね改善が図られているが、依然として、原議書に記載の印紙税額と契約書に貼付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。

印紙税法に照らして、印紙税額が適正であるかどうかの確認はもとより、受注者から提出された契約書の確認も含め、適切な事務処理に努められたい。

③契約状況について

契約件数は前年度と比較して、業務委託は 18 件、工事・修繕は 39 件減少している。

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が 18 件 (4.9%)、随意契約が 346 件 (95.1%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が 57 件 (37.5%)、随意契約が 95 件 (62.5%) となっており、前年度と比較すると指名競争入札の比率が 1.4 ポイント高くなったものの依然として随意契約の割合が高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 250 件 (72.3%)、工事・修繕の 82 件 (86.3%) が 1 者見積りで行われている。

災害復旧事業における少額工事や緊急の必要、競争入札に付し入札者がいない等の理由により、随意契約及び 1 者見積りによる契約件数が昨年度から多くなっているが、随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合のみ実施できる契約方法である。その中でも 1 者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識した上で運用されるよう要望する。

④契約書について

業務委託契約書において、契約保証金の欄が未記載のまま契約されているものや、契約書第5条の業務完了報告書に係る規定が基準契約書と異なる記載となっているものが見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金について

監査対象とした補助金は113件で、前年度から10件減少している。監査を行った交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

しかしながら、申請者から前金払の書類提出がないにもかかわらず前金払で交付しているケースや、事業計画上必要と認め難い全額の前金払いを行ったものも依然として見受けられた。市の一方的な決裁手続で行うのではなく、書類による申出によって必要性を判断をされたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、滞納繰越分の収納状況において、収納率10%未満の収納金も多く、毎年度滞納額が増加傾向にある。公債権、私債権の別はあるものの法的措置を視野に入れた条例改正も検討され、実効性が担保できる体制を構築することが必要である。新たな滞納対策の制度設計を早急に検討され、その下で滞納額の解消が図られることを期待するものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実情を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。